

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 阿賀町 (都道府県: 新潟県)

本事業の担当部署名 まちづくり観光課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	阿賀町結婚新生活支援補助金	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	事業開始年度	令和 3 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	900,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 阿賀町では第2次総合計画(2015年度~2024年度)において計画終了時点の目標人口を10,113人以上とし、保育サービスの充実や子育て支援センターの質の向上、空き家バンクの活用、定住者サポートの人口減対策を展開した。しかしながら、令和4年3月末の人口が9,970人と1万人を切り、令和5年12月末では9,410人と5.6%560人の減少となっている。減少率が高い世代は、10~14歳17%減、0~4歳16%減、30~34歳14%減と子育て世帯の減少が多く、人口減少や少子高齢化が進んでおり、人口流出防止対策及び少子化対策が必要である。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通 上記状況を踏まえ、第2次阿賀町総合計画後期基本計画において基本目標1「豊かな自然の中で育む結婚・出産・子育て環境を充実する」を掲げた。重点施策は下記のとおりである。 基本施策1-1 子育て支援の充実 基本施策1-2 結婚支援対策の推進 基本施策1-3 学校教育の充実と愛郷心を育む環境づくり</p> <p><本個別事業の位置付け> 本事業は上記基本施策1-2に位置付けられている。結婚に対する経済的負担軽減のため地域少子化対策重点推進交付金事業により引越費用の助成を行うとともに、次の事業を町一般財源にて支援を行う。 ・新築住宅建築奨励金の支給 ・中古住宅改修奨励金の支給 ・空き家バンク住宅の家財道具処分奨励金の支給 ・賃貸住宅居住奨励金の支給 ・町外通勤助成金の支給</p>		
個別事業の内容	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input type="checkbox"/>	家賃	<input type="checkbox"/>	住宅購入費用
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	リフォーム費用
<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】			
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 無			
※(注)3 【その他独自要件】			
夫婦共に町税の滞納がないこと。 夫婦共に暴力団員でないこと。 対象婚姻期間: 令和6年4月1日~令和7年3月31日			

2. 申請見込

①新規世帯見込	2	世帯	②継続世帯見込		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	1	世帯		
	その他	1	世帯		

【世帯数積算根拠】

令和3年度～令和5年度の平均婚姻数は19件ですが、直近の支給実績に基づき積算。

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	0 世帯
～12月(実績)	0 世帯
1月～3月(見込)	0 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	1 世帯 × 600,000 円 =	600,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	1 世帯 × 300,000 円 =	300,000 円	
	(継続補助)	0 円	
	合計	900,000 円	

3. 広報の実施予定

- ・広報あがによる広報
- ・町ホームページ及び移住定住サイト「阿賀町で暮らそう」による広報。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
		町の結婚支援事業をきっかけとする婚姻数		組	12 (令和7年)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.37 (令和3年)	
	婚姻件数		件	25 (令和3年)	
婚姻率			2.6 (令和3年)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
	(アウトプット)				
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	50	0 (R5.12)
(アウトカム)					
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	0 (R5.12)	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	50	0 (R5.12)	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	新潟県の結婚・子育てポータルサイトを活用して事業周知を行う。 新潟県ハートマッチにいがたの入会料の補助を実施し、マッチング率の底上げを支援する。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8					

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 - ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 - ②当年度の少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け
 - ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 - ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 - ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 - ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 - ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。